泉北クリーンセンター整備基本構想(案)に関する意見募集(パブリックコメント)結果について

- 1 意見募集期間:令和5年6月1日(木)~令和5年6月30日(金)
- 2 意見等提出件数: 4名 (13件)
- 3 ご意見・ご提案の概要及び組合の考え方

No.	章	項	節	タイトル	ご意見・ご提案の概要	組合の考え方
1	2	2	3	ごみ施設の規模	○災害廃棄物の処理能力の見込みについて	更新炉の規模については、環境省の施設規模算定
					10%としているが、15%に拡大してはどう	式に基づき算出しており、災害廃棄物処理の割合
					か。	については、その種類・規模の予知が困難である
					【理由】	ため、現状案として 10%としております。
					大阪府下市町村の災害廃棄物の応援処理が	災害廃棄物の処理については、先ず、組合市で指
					想定されるため(南海トラフ地震などで、大	定している災害廃棄物置場にて仮置きし、その中
					阪府下市町村・和歌山県下市町村などの処理	で、可燃性廃棄物のような組合施設で処理できる
					が想定されるため)現用施設からの機能移行	ものを受け入れることを想定しています。
					計画で機能停止を決定していく必要がある。	災害廃棄物は、災害の種類や被害規模によっては
						組合では処理できないことも考えられ、国・大阪
						府や近隣都市を含めての処理体制構築が必要に
						なってくることが考えられます。
						10%で対応できない廃棄物が発生した場合も想
						定し、今後も検討してまいります。

2	5	Ŧ	脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に向けた検討	CCUS について 地下地層に貯留層がない場合には地下貯留することは難しいため、アイディアとしては受け止めるが、上町断層との分析結果 000228257.pdf (gsi.go.jp)も踏まえて慎重な検討が必要。	2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、将来的には、廃棄物の焼却により発生する CO2の回収・有効利用・貯留 (CCUS)等の技術の導入により脱炭素化を推進することが期待されているところであり、その可能性についても検討を進めているところです。ご意見にあるとおり、CCUSについては、地下地層に貯留層がない場合には地下貯留することは難しいため、立地の条件ごとの慎重な検討が求められます。 今後、立地検討を進めていく中で、具体的な二酸化炭素抑制対策技術の検討を進めてまいります。
				○組合市との環境基本計画・一般廃棄物処理 基本計画との関係で、二酸化炭素排出量の責 任分担の確認も必要となる。場合によっては 組合市に上記基本計画を各々改訂作業を依 頼する可能性も生じる。(環境省の FAQ 参 照) https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/ bbs.html 近隣対策は組合市の費用負担で対処しつつ 現在地の 42,000 平米で対応することが望ま しい。	組合及び組合市における二酸化炭素排出量の責任分担については、ご意見にあるとおり縦分ける必要がございます。地域全体での二酸化炭素排出量の削減を目指し、今後、組合市と連携しながら取り組んでまいります。 また、施設整備に伴う近隣対策については、今後、立地検討を進めていく中で、検討してまいります。

3	5			脱炭素社会・地域循	ごみ処理施設の建設において、第5章の脱炭	ご意見の通り、気温上昇による影響は深刻であ
				環共生圏の構築に向	素社会・地域循環共生圏の構築に向けた検討	り、抑制に向けた 2050 年カーボンニュートラル
				けた検討	にあるような地球温暖化対策について、考え	目標の達成にあっては、令和5年6月30日閣議
					ていただいていることに驚きました。P49 の	決定の廃棄物処理施設整備計画にて「廃棄物処理
					表にあるように、気温上昇による影響は深刻	施設の整備に当たっても、廃棄物処理システム全
					です。新しいごみ処理場が、ごみの処理を行	体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の
					うとともに、地球温暖化対策としての役割を	脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが
					果たすことに大きな期待をしています。P66	極めて重要である」と発表されたとおり、廃棄物
					にある将来の絵姿が実現できるよう、今後も	処理施設の在り方が重要となってまいります。
					検討いただくようお願いします。	その他、雇用創出、地域経済の循環、住民サービ
						スの充実等多面的な価値を創出できるような将
						来の絵姿を検討してまいります。
4	5	1	2	取り組み事例の抽出	2050 年時点のカーボンニュートラルをけん	ご意見にあるとおり、熱利用については、ごみ焼
					引するモデル事例となるような事業を創出	却等で得られたエネルギーを熱のまま利用する
					するチャンスと思います。基本構想案の54ペ	ことは、エネルギーの利用効率が非常に高いとい
					ージに「エネルギーの活用は施設に近接した	うメリットがありますが、一方でエネルギーの活
					地区に限られるといった特性があり隣接地	用は施設に近接した地区に限られるといった特
					区の開発と併せた検討が必要となる。」との	性があり隣接地区の開発と併せた検討が必要と
					記載があります。2050年時点のカーボンニュ	なります。
					ートラル社会構築を目的として、CO2排出量	ごみ処理施設における脱炭素に向けた主なエネ
					の高いコンビナートエリアでの立地を検討	ルギーの活用技術としては、発電、熱利用、メタ
					する、と明記してはいかがでしょうか。ご検	ン発酵、CCUS があり、ごみ焼却に関する副次的
					討いただけると幸いです。	エネルギーの効果を、最大限に発揮させるには立

						地環境が重要と考えています。今後、立地検討を 進めていく中で、具体的なエネルギーの活用技術 の検討を進めてまいります。
5	5	1	2	取り組み事例の抽出	○パッカー車については、電動式を推奨しているものの、HV パッカー車の併用方式が望ましい。災害廃棄物の応援回収時など、走行距離に制約の少ない HV パッカー車の使用を支持したい。	廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要であるとされています。弊組合ではパッカー車を保有しておらず、廃棄物の収集運搬については、組合市の所掌事務ではございますが、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏に資する取り組み事例の一つとして掲載し、検討項目として整理したものです。 ご意見にある、HVパッカー車の併用については、災害時の実用性も踏まえ、今後、関係部局等との災害時の連携体制の構築等を通じて、検討してまいります。

の収益を活用したオフセットの権利が移転できるか、ハフセットクレジット 開発の可能性検討 森林資源そのものを過大に評価せず、大阪府森林組合などと連携した植林によるカーボンオフセットの検討も必要と認識している。また、組合市の一般環境廃棄物処理計画以外に、組合市の環境基本計画との関係で、それぞれの SCOPE 1・SCOPE 2 を SCOPE 3についての対処方針と整合性が取れる記述が必要で、この点についても、組合議会で、学 排出量削減は、地球温暖化対策推進法に基づく	8	5	3	3	廃棄物処理サービス	一部行政事務組合に組合市(和泉市)からカ	ては、国の支援を前提としても企業が進める再生可能エネルギー関連事業等の事業費をすべてカバーすることは難しいことが想定されることから、地域全体の脱炭素化を見据えた際の、廃棄物エネルギーの利活用にかかわる民間企業の資金調達の可能性検討に資する情報提供を目的に、組合市内の主要な地域金融機関における ESG 地域金融関連メニュー等の整理を行ったものです。 ご意見にあるとおり、創出したカーボンオフセッ
		3	3	3	の収益を活用したオフセットクレジット	ーボンオフセットの権利が移転できるか、ハードルが高いかもしれない。 森林資源そのものを過大に評価せず、大阪府森林組合などと連携した植林によるカーボンオフセットの検討も必要と認識している。また、組合市の一般環境廃棄物処理計画以外に、組合市の環境基本計画との関係で、それぞれのSCOPE1・SCOPE2やSCOPE3についての対処方針と整合性が取れる記述が	トクレジットの権利を組合構成市に譲渡するには、クレジットを相対で購入していただくなどの手続きが必要となり、今後も調査が必要と認識しております。 森林クレジットに関しても、ご意見にあるとおり、Jクレジット等の方法論に従った検討を行う必要があると認識しております。 Scope 1~3の概念は、GHGプロトコルに準拠した考え方になります。組合構成市の温室効果ガス排出量削減は、地球温暖化対策推進法に基づく算

9	8		事業運営方式等の検	DBO 方式でも長期包括的運営委託方式であ	ご意見にある見積条件については、将来的に基本
7	0				
			討	っても、競争見積条件を同一にする必要があ	設計を実施し、民間企業に対して見積依頼を行っ
				る。	ていく中で、一律となるよう配慮し、予算根拠資
				施設設置経費+20 年程度の運転員も含めた	料として精査を行ってまいります。
				運用費+消耗部品も含めた補修費	
				一括発注方式については、反対はしないもの	建設工事の発注においては、必要な参加資格要件
				の、メインコントラクターの下のゼネコンを	を満たすことを確認の上、契約を締結し、下請会
				中心とした設置業者の体制については、詳細	社についても事前に使用届出を提出させること
				契約の確定までに体制図を示す必要がある。	を想定しております。
				総合評価落札方式であれ、公募型プロポーザ	ご意見にある事業者選定における条件等につい
				ル方式であれ、技術点+価格点の加算方式の	ては、事業者選定時に、学識経験者等の意見も踏
				採用は好ましくなく、価格÷評価点による除	まえ検討してまいります。
				算方式の方が好ましい。	
				組合市の債務負担行為により、計画額が表に	地方自治法における総計予算主義の原則により、
				出ないような工夫をする方策がないか検討	一会計年度における一切の収入及び支出は、すべ
				する必要がある。	てこれを歳入歳出予算に編入しなければならな
				(計画額≠契約額を目指すが上限額に貼り	いとされており、これは予算の内容について、一
				つきやすい。後掲資料参照)	切の収入と支出は、歳入歳出予算にすべて計上し
					なければならないというものです。
		<u> </u>			

10	9	1	概算事業費	20 年との記載があるが、20 年程度の施設寿	施設の寿命自体は、20 年ではなく、30~40 年程
				命、25 年程度の設備保全期間が望ましいので	度を想定しています。現況のごみ処理施設の
				はないか。	DBO 事業では、15 年~20 年間の設計・建設・運
					営を条件として発注する事例が多くなっており
					ます。その期間の終了後には、老朽化した施設を
					大規模に改修する基幹的設備改良工事を実施し、
					さらに 10 年~15 年程度の延命化を図りますが、
					この基幹的設備改良工事の費用は、設備の老朽化
					や整備範囲によって大きく変わり、現時点で算定
					することが困難であることから、20 年の区切り
					で算定したものであります。
11	9	2	建設費削減方法の検	私は、仕事の関係でよく民間プラントの工事	ご意見にあるとおり、民間のプラントは、生産性
			討	に行きますが、民間のプラントは定期修繕を	を低下させないよう、定期的な機器の整備を効率
				効率的に行えるような設計がなされていま	的に行えるよう設計されています。
				す。自治体の焼却プラントは、どこも定期修	廃棄物処理施設の整備・運営に当たっては、環境
				繕がしにくく効率が悪いと言われています。	上適正な方法での処理、周辺地域の生活環境保全
				これから新しく設計される焼却プラントは、	のための適切な維持管理が必要であり、設備費や
				効率よくメンテナンスができるよう検討す	運転経費等の観点を踏まえつつ、合理的な施設整
				べきです。130 ページのような建設費削減の	備・管理を行うことが重要なため、今後、基本計
				検討を進めていく中で、民間のプラントを参	画や基本設計を進めていく中で、民間のプラント
				考にして、効率的なメンテナンスも考慮し、	も参考にしながら、経済的にも効果的な運営が可
				経済的にも無駄のないプラントを設計され	能となる施設の建設を検討してまいります。
				るよう意見いたします。	

12	11	構想のまとめ	必須条件についても条件明示が必要ではな	ご意見にある必須条件については、現段階では、
			しょか。	まだ、必須といえるような決定事項が少なく、今
			耐震条件	後、より具体化した基本計画、基本設計を実施し、
				その中でより詳細な条件整理を行ってまいりま
				す。
13	11	構想のまとめ	○高石市建築物等における緑化に関する条	ご意見にある緑化計画に関しては、大阪府及び市
			例の適用の有無について問い合わせておく	町村の指導に基づき行うこととなっており、詳細
			必要がある。	な緑化区域の設置コストに関しては、施設配置計
			○高石市建築物等における緑化に関する条	画が定まった後に決定をする予定としておりま
			例施行規則第 10 条に定める建築物	すが、現時点では建設場所は未定のため、どの市
			○和泉市も同様の対応が必要になると思わ	の条例の適用を受けるかは不明です。隣接する住
			れる。(ただし和泉市については大阪府対応)	居や建築物の形状など、様々な要因で変化をする
			建築物緑化対応費用への対応はコストアッ	ものですので、ご意見を参考に、事務を進めてま
			プの要因となるため、設置コストに吸収させ	いります。
			る必要がある。この部分は施設設置者ではな	
			く組合負担としないと設置コストにオンさ	
			れてしまう。	